

紫波町森林整備計画書

計 画 期 間

自 令和 8年 4月 1日

至 令和18年 3月31日

令和 8年 3月

紫 波 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐の定義	13
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
3	保育の種類別の標準的な方法	14
4	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
2	木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	21

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	22
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	22
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	22
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
3	作業路網の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	25
第8	その他必要な事項	25
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	26
Ⅲ	森林の保護に関する事項	28
第1	鳥獣害の防止に関する事項	28
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	28
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	31
3	林野火災の予防の方法	31
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	32
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	33
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	34
1	森林経営計画の作成に関する事項	34
2	生活環境の整備に関する事項	34
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項	35
5	住民参加による森林の整備に関する事項	35
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	36
7	その他必要な事項	36

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、岩手県のほぼ中央で、県都盛岡市と花巻市の上に位置している。総面積は238.98km²を有し、東は盛岡市及び花巻市大迫町、西は岩手郡雫石町、南は花巻市石鳥谷町、北は矢巾町に接している。

地形は、東に北上高地、西域は、奥羽山脈に連なる丘陵地帯であり、丘陵の間に集落が散在している。西部地域は、奥羽山脈に属し森林と耕地とが町道西部開拓線、主要地方道盛岡和賀線により区分されている。

総面積のうち、森林面積は13,545haと全体の56.7%を占めており、森林構成については、以下の表のとおりである。

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		ha	%	ha	ha	ha	%
		13,545	100.0	13,239	5,929	7,310	43.8
国有林		5,073	37.5	4,929	2,467	2,462	48.6
民 有 林	民有林計	8,472	62.5	8,310	3,462	4,848	40.9
	公計	532	3.9	500	375	125	70.5
	公有林	300	2.2	281	265	16	88.3
	市町村有林	232	1.7	219	110	109	47.4
	私有林	7,940	58.6	7,810	3,087	4,723	38.9

民有林の人工林率は県平均を下回る状況にある。また、人工林の大部分は戦後の造林地が多いことから、間伐や保育の手入れを必要とする4～12齢級が全体の53%を占め、今後とも間伐の積極的な推進が必要となっている。

しかし、近年の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材価格の低迷等により一般的に停滞している。また、労働条件整備の立ち遅れから林業労働従事者の不足が深刻化するとともに、高齢化が問題となっている。

一方、森林の有する公益的機能について、一般の関心度が高まり、環境保全に森林が果たす役割についての認識が深まってきている。

今後は、森林の有する公益的機能を高度に発揮する森林整備を図る必要がある。また、森林資源の育成と有効活用を促進するため、生産基盤の整備を重点に生産性と付加価値の向上に努めなければならない。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の森林資源は、戦後の積極的な林業施策の推進により着実に増加しつつあり、その多くが保育・間伐を必要とする育成段階にあることから、今後、森林の健全な育成と、質的充実を図ることを基軸とすべきと考える。加えて住民の森林に寄せる期待は、より多様化・高度化している。森林の整備に当たっては、「水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能」を総合的かつ高度に発揮させるため、併存する機能の発

揮に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図る。

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	多様な樹種等からなり、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林資源の状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進する。

また、林道については効率的な森林施業、森林の適正な管理経営並びに農山村地域の振興に資するよう計画的な整備を推進する。

ア 森林整備の基本的な考え方

本町の森林資源は、戦後に植林し利用可能な林齢に達した森林が多数あり、今後、素材の供給能力が高まる傾向にある。

一方、住民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、森林の有する水源涵養、山地災害防止と土壤保全、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全など多様化している。そのため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっている。

森林の整備に当たっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育及び間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区分について、国は以下のとおり示している。

- ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ⑤ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

本町の森林所有者は、保有5ha未満の小規模林家が8割以上を占め、個別の経営では生産効率が上がらず、収益を確保できない状況にある。

したがって、森林所有者に代わり地域の効率的な森林経営を推進するため、森林経営計画を立て、施業の集約化を進める事業体等を育成するよう森林所有者等へ積極的に働きかけ、長期的な施業受委託等が普及・定着するよう努める。

集約化を進める事業体等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行い、事業体は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行う。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整

備を推進する。

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設に当たっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、伐捨間伐から搬出間伐への転換を図っていく。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進する。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備と美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、生物多様性保全機能については、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指していく。保健文化、風致等のため、広葉樹の導入や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

⑤ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた

効率的な整備を基本とする。

住民の多様なニーズに応じた森林資源の整備を推進する必要がある。そのためには、森林を健全な状態に育成して循環利用するため、育成単層林・育成複層林・天然生林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に対する住民の期待が高まっており、それに関連する機能について従前以上の配慮が必要である。

具体的には、町、林業事業体、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進める。さらには、その基盤となる路網整備の推進を図るとともに、森林の経営の受委託の促進、林業の担い手育成など施業実施体制の整備、関連施設の積極的活用により、地域林業の振興を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林・林業を巡る厳しい状況の中で、適正な森林施業を推進するためには、地域の林業関係者が一体となった北上川上流流域森林・林業活性化センターを中心とした推進体制を強化するため、森林施業の共同化や森林組合への施業委託を積極的に進めるとともに、不在村森林所有者にも森林施業の必要性について啓発を行い、林業事業体の事業量の安定確保を図り、効率的な森林施業を推進する。

加えて、町と関係機関との間で協定を締結した紫波町森林整備推進協定に基づき森林施業を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹 注1
紫波町全域	45年	40年	35年	45年	25年

注1 薪炭材、茸用原木及びウルシ液採取用材を目的とする短期施業による伐採で、萌芽更新を行う場合は適用外とする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す（3）又は（4）によるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

- (1) 森林を伐採する際には、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため1か所当たりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

- (2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪流の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないよう適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザ

イク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齡級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林又は天然下種更新が確実と見込まれる森林や萌芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。萌芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

- (4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹種	主伐時期の目安（年）	伐区の設定方法等
択伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	1 伐区 20 m × 20 m で 4 箇所/ha程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	伐採幅は高木の樹高 程度以内
皆伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐区の大きさは、土砂 の崩壊、流出に伴い下 流域に被害を及ぼす おそれがない程度と する。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 40～55 25～30	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(7) 松くい虫被害による伐採

松くい虫（正式名称：マツノザイセンチュウ）の被害は、平成12年から駆除を実施している。今後も国、県の事業を活用しながら積極的に駆除を実施するとともに、被害地に隣接の松林においては、健全樹木を罹患前に伐倒し、用材として活用を図るほか空白地を設けることにより、被害拡大を防止する。

3 その他必要な事項

- ・保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- ・花粉の発生源となるスギ等の人工林については、伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、立地条件、既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導を受け、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎	1,000	
	中	3,000	
	密	4,000	
アカマツ	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

森林所有者等が本計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受ける。

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

イ その他人工造林の方法

その他必要な事項について、以下のとおり定める。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の立地条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定する。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で行う。
低コスト造林の導入	伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用等、造林コストの低減に努める。
植栽の時期	植栽時期は、原則として、樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行う。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えない。 秋植えを行う場合には、落葉から、降霜期までに植付けが終わるよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林とする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、次のとおり定める。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
萌芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新する。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数 (本/ha)
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	萌芽更新を行う場合、萌芽の優劣が区分できる時期（萌芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域（概ね6割以上）に、将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね30cm以上の後継樹の密度が、2,000本/ha以上で発生している状態とする。

$$2,000\text{本/ha} \div 6,500\text{本/ha} \times 3/10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の有する多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、萌芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の育成状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、次の基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

ア 現況が針葉樹人工林である森林

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数 (本/ha)
6,500

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定程度の余裕高を加え樹高以上のものに限る。)が更新すべき本数である。

$$2,000\text{本/ha} \doteq 6,500\text{本/ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施する。

(2) 再造林の促進

針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再造林を積極的に促進する。

なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林を奨励し資源の確保を図る。

(3) 低コスト造林の導入

造林コストの低減に向け、伐採と造林の一貫作業の実施を進めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽について取組を進め、その後の保育・間伐コストの低減を図る。

(4) 苗木の選定

苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。また、アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を奨励する。

(5) 広葉樹資源の持続的利用

製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で行うことをいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法について、標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法とともに中層間伐も勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

樹種	間伐の時期の 目安	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		間伐の方法は原則として、岩手県民有林林分密度管理図を利用することとし、材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲で行うこととする。
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
下刈	スギ	1	1	1	1	1							造林木の高さが雑草木の1.5倍程度になるまで行う。実施時期は、造林木の成長が最盛期となる直前とし、概ね6～7月頃を目途とする。	
	アカマツ	1	1	1	1	1								
	カラマツ	1	1	1	1	1								
つる切	スギ							1				1	下刈り終了後3～4年を目安に、つる類の繁茂が著しいところにおいてつる切りを実施する。	
	アカマツ						1				1			
	カラマツ						1				1			

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考	
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			17
除 伐	ス ギ		1					1					林冠の閉鎖が始まる時期に、生育を阻害している目的外樹種、圧木曲木等、樹幹の形質や樹勢に欠点のある林木を中心に、5～10%の範囲で除去する。	
	アカマツ	1								1				
	カラマツ		1								1			
枝打ち	ス ギ					1						1	実施回数及び枝打ち高等は、生産目標に応じて実施する。実施時期は、形成層の活動が活発となる概ね4～8月と、切り口が凍結するような厳寒期を除くものとする。	

なお、標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。

- (1) 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷に放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。
- (2) 森林の状況に応じた、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の拡大を促進するものとする。
- (3) 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとする。
- (4) 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

4 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満(4齢級～標準伐期齢)では10年、標準伐期齢以上(標準伐期齢～11齢級)では15年とすることとし、これに基づいて選出された「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等は、参考資料(5)のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」とする。）
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする。）
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」とする。）
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」とする。）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」とする。）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

国が示す森林の機能区分と岩手県における機能区分の関連

		国が示す森林の機能区分	岩手県における森林の機能区分
地域森林計画 対象森林	公益的 機能 別 施業 森林	水源涵養機能維持増進森林	県土水源保全森林 (ほぜんの森)
		山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	
		快適環境形成機能維持増進森林	生活環境保全森林 (ふれあいの森)
		保健文化機能維持増進森林	生態系保全森林 (悠久の森)
		木材等生産機能維持増進森林	資源循環利用森林 (循環の森)

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林

当該森林の区域を別表1により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹 注1
紫波町全域	55年	50年	45年	55年	35年

注1 薪炭材、茸用原木及びウルシ液採取用材を目的とする短期施業による伐採で、萌芽更新を行う場合は適用外とする。

(2) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林又はその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等

当該森林の区域を別表1により定める。

② 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

当該森林の区域を別表1により定める。

③ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

当該森林の区域を別表1により定める。

イ 施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施

業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
紫波町全域	90年	80年	70年	90年	50年

2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該森林の区域を別表1により定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別紙1(6)により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効

率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うことにする。

別表 1

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	別紙 1 (1) のとおり	8,253.39
山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	別紙 1 (2) のとおり	104.44
快適環境形成機能維持増進森林	別紙 1 (3) のとおり	40.85
保健文化機能維持増進森林	別紙 1 (4) のとおり	72.87
木材等生産機能維持増進森林	別紙 1 (5) のとおり	3,328.40
特に効率的な施業が可能な森林	—	—

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	別紙 2 (1) のとおり	8,253.39	
長伐期施業を推進すべき森林	別紙 2 (2) のとおり	—	
複層林施業を 推進すべき森 林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	別紙 2 (3) のとおり	103.44
	択伐による複層林施業を推進す べき森林	別紙 2 (4) のとおり	114.72
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森 林	別紙 2 (5) のとおり	—	

3 その他必要な事項

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施する。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合や民間業者等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するものとする。

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等を推進し、意欲と能力のある林業経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

ア 基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用により、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

イ 活用に当たっての考え方

本計画で定める森林法施行規則第33条第1号口の規程に基づく区域の森林を単位として順次経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等の作業を進めることとし、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進する。意向調査の実施に当たっては、正確な森林所有者を整理するため基礎調査等を事前に行う。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の実施状況は、林業の収益性の低下を反映して、一部においては森林組合等林業事業者への施業委託が行われているものの、大部分の森林が施業未実施の状態となっている。これまで実施した経営管理意向調査においても、所有森林に対する関心の低下、管理施業実施に対する意欲低下が広く認められる。

このような状態を改善するため、地域内の森林所有者間の連携を深め、森林施業の必要性を相互認識して、地域ぐるみで施業への取組を行うよう促進し、林業経営の合理化と森林施業の共同化を促進する必要がある。行政と森林組合等関係団体、指導林家等との連携を密にし、森林施業の共同化の啓発に努めるとともに、間伐を実施する必要があると認められる森林の所有者への働きかけを強化する。そのため、経営管理意向調査を実施することにより調査対象者に所有森林への関心を高めるとともに経営管理の責務を認識してもらう、調査に併せて実施する森林に関する相談会また通年実施している森林・林業に関する相談により森林所有者の要望を把握し疑問を解消することで施業実施へつなげること等を行う。林業事業者へは意欲と能力のある林業経営体へ経営管理意向調査において承諾を得た森林所有者の情報の提供、既存の各種補助制度や融資制度の積極的な普及啓発による導入を図ることに加え人工造林、保育施業に町独自の助成等を行うこと等により森林所有者への働きかけを強め施業の受委託に結び付けることにより、森林施業共同化の受任者と位置付ける。これらにより、造林から保育、間伐及び作業道の開設等を組織的、計画的に実施し、併せて森林の持つ諸機能の向上に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林所有者が相互に協力して間伐、保育等の森林施業を実施することにより事業経費の軽減、労働負担の軽減が図られ、地域に合った特色ある森林整備と生産基盤施設の効率的、継続的な使用が可能となる。しかしながら現在においては森林の所有と経営は分離し森林所有者自身に実際に施業させることは難しくなっており、意欲と能力のある林業経営体等事業者へ受委託により森林施業を実施していくことを基本とする。

特に森林所有者自身により森林施業を実施する際は、既存の区域森林経営計画に取り込み当該森林経営計画樹立者と共同することにより、効率的な森林施業の実施、各種補助制度の活用等が実施できるよう、情報提供等の支援を行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により一体として効率的な施業を実施するのに必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項を事前に協議すること。
- (2) 共同作成者は共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法を事前に協議しておくこと。
- (3) 共同作成者の一部が(1)又は(2)を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利

益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、予め施業の共同実施を担保するための措置について事前に協議しておくこと。

4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮する。

林道の整備については、森林経営計画作成森林等を主体に、効率的な森林施業や木材を輸送する車両の大型化等への対応を踏まえて推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえた上で、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」の総称とし、基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称とする。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を進める。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60<50>以上
	架線系作業システム	16以上	4以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

※路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

※「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域は、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘案し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

路網整備等推進区域一覧

路網整備等推進区域（林班）	面積（ha）	開設予定路線	開設予定延長（km）	対図番号	備考
67、68、83	17	夏梨	2.10	401	岩の沢
42、43、45、46	243	内方 トゲ沢	2.50 0.53	402	南伝法寺
94、95、117、118	66	大内渡	0.40	403	大内渡
17、18	96	川崎	0.54	404	関沢田面木
13、20、21	83	新山	0.53	405	新山
8、9、10、11、 12、13	205	大明神馬の子 大明神2号	0.75 0.90	406	大沢
79、80、81、82	11	外野	0.30	407	外野
99、106	9	木戸脇	0.53	408	八掛大巻
145、146、156	34	黒森	0.32	409	黒森

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日付け森保第872号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設 / 拡張	種類	区分	位置 (林班)	路線名	延長	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	67、68、83	夏梨	2.10	17	—	501	
			43	内方	2.50	141	○	502	
			94	大内渡	0.40	66	—	503	
			426	トゲ沢	0.53	65	—	504	
			17	川崎	0.54	96	—	505	
			21	新山	0.53	83	—	506	
			8、9	大明神馬の子	0.75	139	—	507	
			80	外野	0.30	11	—	508	
			99	木戸脇	0.53	9	—	509	
			156	黒森	0.32	34	—	510	
			10	大明神2号	0.90	66	○	511	
						計	11路線	9.40	
拡張	改良	林道	417林班	鍵掛峠	5.42	584	○	116	
			計	1路線	5.42				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日付け森整第27号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の

生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ・やむを得ず破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日付け森整第27号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

ウ その他

作業路網の整備の基本的事項については、（1）及び（2）により進めるが、森林から産出される木材を最大限に活用するために、路網整備が必要不可欠であることから国有林や県行造林、牧野組合、分収林などの路網計画を勘案し民国連携など総合的な計画を検討する。

4 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（1）林業就業者の養成・確保

林業就業者の養成・確保のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働安全衛生対策、他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターによる森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系的研修との連携により、林業就業者のキャリア形成を図る。

また、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、いわて林業アカデミーなど、UJIターン者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした、基礎的な知識や技能を習得するための講習等を通じて、林業への新規就業の円滑化に努める。

(2) 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

地域の林業の担い手となり得る意欲と能力のある林業経営体に対し、森林経営計画の作成支援や高性能林業機械等を活用した低コスト施業の技術習得など、施業集約化による生産性及び収益性の向上を実現できるよう、技術者・技能者の育成を計画的に推進する。

また、生産性の向上のための高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、林業労働力確保支援センター等による経営指導や研修を通じて普及指導に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業をめぐる厳しい情勢の下で、生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入を進めるためには、林道・作業道等の生産基盤の整備とともに、林業の機械化の促進を図ることが極めて重要である。

林業機械化の促進方向としては、当地域の地形等の自然条件や森林資源の状況、安定的な事業量の確保や、林業機械の稼働率等を考慮して、北上川上流流域森林・林業活性化センターの協議内容等を踏まえ、広域的な取組の中で利用状況を考慮しながら高性能林業機械の導入を促進する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参 考)		将 来		
伐 倒 造 材 集 材	傾斜地	伐倒造材 集 材	チェーンソー 小型運搬車 小型トラクター	伐 集 造	倒 材 材	ハーベスタ スキッド プロセッサ グラップルソー
	急斜地	伐倒造材 集 材	チェーンソー 小型集材機	伐 集 造	倒 材 材	チェーンソー タワーヤーダ プロセッサ グラップルソー
造 林 保育等	地拵 下刈	チェーンソー 刈払機		チェーンソー 刈払機		
	除伐 枝打	チェーンソー 自動枝払機		チェーンソー 自動枝払機		

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 設備の整備

本町の民有林は、スギ、アカマツ、カラマツ等の人工林と、広葉樹を主体とする天然林からなるが、人工林のうち間伐の対象とされる4～12齢級の林分が53%に達しており、新たな間伐材利用の拡大と市場の開拓を必要としている。

本町では、昭和39年の第1次林業構造改善事業の地域指定以来、素材生産施設

やチップ生産施設及びペレット製造施設の設置を図るとともに、製材施設、貯木場等の整備に努めてきた。

平成25年度には、間伐材等の利用に加え、松くい虫被害木の有効利用を図るため移動式チップパーを導入している。

林産物の生産・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状		計 画		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
チップ 生産施設	志 和	2 台	該当なし	—	801

(2) 木材関連事業者の取組

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については下表のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ツキノワグマ	1～158林班 町内全域	8,472
イノシシ	1～50、157、158林班 北上川より西側全域	2,870
シカ	51～156林班 北上川より東側全域	5,602

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等によるモニタリングの実施等の植栽木等保護措置又は銃器及びわな捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害等との連携・調整に努める。捕獲に当たっては紫波町鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努める。

(1) 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	適期・適切に除・間伐を実施し、被害の侵入を未然に防止する
先端地域	被害発生地域の北端に位置し、被害が微弱な地域	繰り返し完全駆除を行い、被害の再発を完全に阻止する
隣接地域	先端地域と高被害地域の間に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

ア 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施に当たっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松 林 機 能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる松林であって、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除、衛生伐等）

イ 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除と併せて被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図る。

伐採に当たっては、県が定めた「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針（令和5年2月27日付け森整第745号）」に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行う。

ウ 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図る。

エ 松くい虫被害木の有効利用

松くい虫被害木は、現場状況に応じ、積極的に破砕（チップ化）処理による駆除を行い、製紙用や木質バイオマス燃料用としての利用を促進する。

燃料用チップについては、公共施設にチップボイラーを導入し展示することにより、民間への普及を図る。

燃料用チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採するなど、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進する。

オ 松くい虫枯死経過木

枯死後1年以上駆除されずに放置された被害木について、いわて環境の森整備事業等を活用し、伐採及び整理を行い、人身被害及び家屋、施設等の損壊の未然防止並びに景観の保全を図る。

(2) ナラ枯れ被害対策の方針

県が定めた「ナラ枯れ被害対策実施方針」に基づき、被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、予防対策としてナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と有効活用を図り、被害木が発見された場合は、適切な方法により駆除等を実施し、被害の拡大、定着を阻止する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

鳥獣害防止森林区域外における野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮する。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のおや軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく紫波町火入条例（昭和60年紫波町条例第2号）により許可を受けたうえで行うものとする。

5 その他必要な事項

紫波町林道監視員の巡回により、林道及び受益山林の山火事、風水害、病虫獣害その他の災害の早期発見に努め、適切な措置を講ずることにより森林の環境保全を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について、適切に計画すべきものと定める。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の3の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

オ 生物多様性に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定める。

区域名	対象林班	林班数	区域面積 (ha)	対図番号
中央区域	1～7、48～50、157、158	12	130.91	601
水分区域	41～47	7	566.94	602
志和区域	8～22、39、40	17	1,171.02	603
山王海区域	23～38	16	1,001.13	604
長岡区域	51～63	13	720.71	605
赤沢北区域	64～70、73～76、78～81、83～88	21	1,237.20	606
赤沢南区域	77、82、89～95、100、117～125	19	990.02	607
星山大巻区域	71、72、98、99、101～109	13	627.29	608
彦部区域	144～156	13	539.72	609
佐比内西区域	96、97、110～115、136	9	454.38	610
佐比内東区域	116、126～135、137～143	18	1,032.23	611
合計		158	8,471.55	

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

山村地域には、豊かな自然環境や伝統文化など都市にはない魅力や資源があり、都市住民の中にはこれらに対するニーズが高まってきている。このため、これらを活かしつつ、都市住民等との交流を促進することは、地域の活性化を図る上で有効な手段

である。特に未来を担う子供達の「生きる力」を育むためには、子供達が一定期間山村に滞在して、山村の豊かな自然や文化等に触れながら様々な森林体験活動や環境教育を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

原生的自然から里山林・都市近郊林など二次的な自然まで1つの地域で多様な自然を持っている山村地域においては、経済効率優先の価値観から離れ、広大な空間を活用でき、森林をはじめとする自然と共生できるという価値を有する。

このことを認識して、地域住民や都市住民のニーズに応じた多様な森林を整備するとともに、豊かな自然環境を活かした多様な活動を発展する場として、あるいは人間性を回復する場として、地域の特色を生かせるよう整備及び利用を推進する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
あづまね生活環境保全林	水分	面積 4.2ha 歩道 840m 小屋 1棟		該当なし	1001

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

ア 森林を育樹活動や自然観察会等の教育的、文化・保健的活動に積極的に活用し、生物の保全はもとより温暖化防止等地球環境の保全に至るまで住民意識の高揚を図り、森林資源が永続的に循環可能となるよう施業を推進する。

イ 育樹祭等を開催し、住民が自ら森林の整備に参加できる機会を提供するほか、緑化推進委員会が実施する緑の募金活動への積極的参加の呼びかけや、緑の少年団活動等森林整備に対する多様なボランティア活動の展開を推進する。

ウ 林業体験活動等により山村地域住民と都市住民との交流を促進し、森林整備の重要性について理解を深めるとともに、林業への社会支援の必要性について意識高揚を図る。

エ フィールドの活用など国有林野事業と連携し、住民参加型の林業振興を図る。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

北上川上流流域森林・林業活性化センターの取組みの中で共同化等森林施業促進体制の整備を進め、木材の生産から流通加工に至る各部門の合理化や公有林・私有林等を通じた林業関係者の総意のもとに、川上・川下一体となった業務連携とその中から効率的現場作業のための高性能林業機械の導入とそれに伴う林道・作業道の生産基盤の整備を行い、私有林においては、森林施業の協業化による安定的な林業作業の受注など、それぞれに関係する団体の活動において、流域内で一体となって取り組む必要がある。

(3) 森林・林業の再生に向けた人材の育成

森林・林業の再生のためには、林業の生産性の向上により、造林・保育・素材生産に係るコストの縮減を図ることが重要である。そのためには、生産性の高い作業システムの導入・運用、路網のルート設定・開設、施業の集約化等が必要となり、専門的かつ高度な知識・技術を備えた人材を育成する必要がある。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積(ha)	備考
志和区域	保育間伐等	20.10	令和11年3月31日まで
水分区域	保育間伐等	4.07	令和12年3月31日まで

(1) 集積計画の設定における方針

経営管理意向調査において、森林所有者から町への経営管理委託意向が多数となった場合には以下の基準に該当する森林については経営管理権集積計画を定めないのであるものとする。経営管理意向調査によらず森林所有者から個別に委託意向の申し出があった場合についても同様の取扱いとする。

- ・経営管理集積計画の対象とならない森林
人工林でない森林、管理が行われている森林、至近の施業を必要としない森林等
- ・経済林として事業者による施業を実施するよう指導する森林
既設路網沿いの森林、大面積で効率的な管理が可能な森林、平坦地に孤立し到達、境界確認が容易な森林等
- ・施業の実施が困難な森林
小面積で効率的な施業が困難な森林、構造物に隣接する等施業が著しく困難な森林、現状の路網では到達困難な森林等
- ・その他、経営管理権集積計画を定めることが必要かつ適当と認められない森林

7 その他必要な事項

- ・本町における豊富な森林資源は、林産物の生産、環境の保全、水資源の涵養等、森林の有する多面的機能を通じて地域住民の生活と深く結びついている。この森林資源を積極的に保全するためには、町道をはじめ、林道、農道等の生産基盤、産業の経営近代化施設の整備を進めるとともに、快適な生活環境施設の整備を総合的に推進し、林業の担い手が定着する活力と潤いに満ちた山村の形成を図らなければならない。また、病虫害被害を予防し、良質材の生産を促進するため、林業普及指導員及び試験研究機関の指導を得ながら、適期防除を図り、健全な森林整備を推進する。
- ・災害防止については、林野火災等から森林を守るため、消防署等との緊密な連絡体制の整備充実に努め、広報活動により地域住民に対する意識啓発を図る。
- ・保安林その他法令により施業の制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施する。

- ・盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。